

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項目名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充										
税目	<p>所得税                      所得税法第24条                      所得税法施行令第113条、第113条の2                      所得税法施行規則第23条の3</p> <p>法人税                      法人税法第2条、第61条の2、第62条の3                      法人税法施行令第4条の3、第8条、第9条、第119条の8、第119条の8の2、第139条の3の2                      法人税法施行規則第3条、第3条の2、第27条の3</p>										
要望の内容	<p>事業切出しの手法の一つであるスピノフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても、スピノフの実施を円滑化するための所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="887 1120 1489 1283"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円									
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）									
（改正増減収額）	（	－ 百万円）									

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

(1) 政策目的

事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ることなどにより、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。

特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。

スピノフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講じることで、事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。

(2) 施策の必要性

日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、ポートフォリオの見直しの重要性が一層高まっている。

さらに、令和3年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたことなどを受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。

こうした中で、スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つとなるとともに、大企業発のスタートアップ創出につながる可能性もある。

また、スピノフについては、令和4年6月の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」において、「スピノフを行う企業に持分を一部残す場合も含めてスピノフを活用しやすくする方策を検討し、早期に結論を得る」こととされている。

税制適格要件を満たすスピノフの場合には、スピノフを行う企業の譲渡損益課税やスピノフを行う企業の株主の配当課税の対象外となるが、現行制度ではスピノフを行う企業に持分を一部残す場合は課税される。

スピノフを行う企業に持分を一部残すことはスピノフを行う企業の協力を得てスピノフに伴う移行を円滑に行うことに資することを踏まえ、企業価値向上に向けた事業再編の手段としてスピノフを活用しやすくするため、所要の措置を講ずることが必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政策の達成目標	段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるようスピノフを円滑化するための所要の措置を講ずることで、企業価値向上に向けた事業再編を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	本措置により、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても、スピノフの実施を円滑化するために課税の対象外とすることが可能となれば、企業価値向上に向けた事業再編が促進される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフ創設。</p> <p>平成30年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。</p> <p>令和4年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。</p>	